第５４号
２００７年7月

風

発　行
群馬県生協連女性協議会
群馬県前橋市大手町３－１９－３

女性協第14回総会が開催されました

6月19日(火)

女性協の第１４回定期総会が６月１９日、全労済群馬県本部大渡ホールで開催されました。はじめに、主催者を代表して県連の峰岸会長と女性協の林会長から挨拶があり、その後、来賓の群馬県総務局県民センター消費者行政グループ主幹中島稔様とＪＡぐんま女性組織協議会会長亀田久子様、そして日本生協連中央地連當具(とうぐ)かほり様から祝辞をいただきました。

議案は、第１号議案から３号議案まで原案通り全会一致で可決承認されました。

２００７年度の活動方針として、以下の７項目の提案がされました。

１．昨年に引き続き、会員生協の非常勤理事、組合員リーダー、職員との懇談会を実施します。
２．群馬県の審議会など行政との繋がりを継続し、積極的に参加します。
３．運営委員の役割を明確にします。
４．他団体、特にＪＡぐんま女性組織協議会との交流を発展させます。
５．県連行事に積極的に参加します。
６．機関紙「風」を引き続き発行します。
７．交流会、学習会、研修会を実施します。

総会終了後のアトラクションでは、安中市松井田町在住の小川正夫氏・祥子氏ご夫妻による歌のコンサートが行われました。祥子氏から「主人の歌は私の伴奏があるからこそ、また私の伴奏は主人の歌があるからこそ映えてくるんです」と、お二人の男女共同参画論も唱えた自己紹介から始まり、バリトンソリストの正夫氏の響きわたる美声と、祥子氏の伴奏に会場はうっとり！！酔いしれていました。

ステキな自己紹介をされた小川祥子さんと、病気を克服して歌を再開したという小川正夫さん。小川正夫さんの「１９４０年生まれです」という自己紹介に会場はビックリ。

小幡美智（女性協運営委員：ぐんまよつ葉生協）

利根保健生協と女性協懇談会を開催しました

7月10日(火)

都築理事長さん

今回は県北部で地域医療を支える利根保健生協さんに伺って懇談会を行いました。診療中にも拘らず理事長さん（院長と兼務）があいさつに来てくださるなど１０名の方が迎えて下さいました。

専務さんから、現在７５％の組織率であり、めざすところは“人を大切に、安心して暮らせる事”、各職場は、家庭の悩みも含め相談できる風通しの良い職場であると認識している、など紹介があり、また高橋副看護部長さんからは「カムバックナースプログラム」（結婚や出産などで職場を離れた看護師さんの復職支援）を紹介していただきました。

左から副看護部長の高橋さん、須藤さん、小林さん、綿貫さん。須藤さんは女性協機関紙「風」の文字の作者です。組織課から江口課長と大河原さん、林さんが参加（右上の写真の手前）。

千木良専務さん

理事さんや組織部の方からは班会の様子や、みなさんの家庭の様子なども聞かせていただきました。さらに、出資金ふやしでは地域との繋がりは圧倒的に女性が強い・班会を続ける事でどこでも堂々と発言出来るようになる・女性は控え目が美徳という意識をかえるのは大変など、活動に裏付けられた発言をたくさんいただきました。

共同（平等）参画の視点で職場・家庭・地域を考える懇談会を開催することが出来ました。おいそがしい中ありがとうございました。

林かの子（女性協会長）

女性協懇談会に出席して

藤原京子（利根保健生協）

7月10日、女性協懇談会が、男女共同参画を議題に19名の出席をえて、利根保健生協で開催されました。はじめに都築院長兼理事長が歓迎の挨拶を、『家庭では女性に囲まれている』とユーモアたっぷりに述べられ、次いで林会長が『家庭や社会における格差や不平等を、生協の女性の力で変えていきたい』と、話されました。

400年に及ぶ儒教の教えは簡単には変えられませんが、『子どもの頃から男女の別無くやらせること』、『家庭を持ったら互いに協力しあうことが大切』との発言には全員がうなずきました。

男性にも『強くなければ』『家族を養っていかなければ』という思いがあり、定年後の地域デビューにいくばくかの不安を抱えていることを知りました。

男女の性差や個性を認め、自然体で人間として社会人として尊敬しおもいやる事の大切さを学びました。

藤原京子さんは利根保健生協の総代さんです。

コープぐんまの「次世代育成支援」の取り組み

２年間の取り組みに対し群馬労働局の認定を受けました

（全国で128社、県内では２社）

２００５年４月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、コープぐんまでは、職員の仕事と子育ての両立支援のための行動計画を作成して雇用環境の整備を進めてきました。２年間の取り組みを通して行動計画に定めた目標をすべて達成させ、その他の要件を満たしたことから労働局に申請し、今年４月に「基準適合一般事業主」として認定を受けることができました。

４月末時点で認定を受けたのは県内では㈱山田製作所さん（桐生市）とコープぐんまの２事業者のみ、また生協関係では全国で一番早い認定だったそうです。

くるみん

申請そのものが全国で２４５社（４月末現在）と少ないのは、次世代育成支援の取り組みがまだまだ難しい課題と思われていることなのかも知れません。

この取り組みを通して新しい課題が浮かび上がってきたそうです。今期は 2 名の男性職員が育児休業を取得しましたが、今後も引き続き男性が取得する上で、休業中の業務代行の問題や、収入支援の問題、残業問題等、育児休業を取得する職員への負担を軽減するインフラ整備の必要性が見えてきたといいます。

行動計画（平成 17 年 4 月 1 日～平成 19 年 4 月 20 日）と取り組み状況

1、男性も育児休暇を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を行い、計画期間内に男性が 1 人以上、女性は 70%以上の取得率とする。	⇒男性 2 名が育児休暇を取得。女性の取得率は 100%。
2、育児短縮勤務の利用期間を、現行の子が 3 歳までを、小学校 1 年生終了までに延長する。	⇒子が小学校 1 年生終了まで利用できるように改正。
3、所定外労働時間の削減をすすめ、平成 17 年度より削減する。	⇒平成 18 年度は、前年度比 93.8%に削減。
4、ＮＰＯや行政などと連携し、子育てサービスの場を提供するなど、地域の次世代育成支援に貢献する。	⇒地域の子育てひろばに活動の場を提供。

認定を受けた事業主は、その旨を示す表示（上のマーク、愛称「くるみん」）を公告、商品、求人広告などにつけ、体外的に示すことができ、イメージアップやモラールの向上、優秀な職員の確保や定着などが期待できます。

「２００７年度から次世代育成支援の取り組みは２期目に入りました。あわせて『男女共同参画』も進めていくことになり男女共同参画推進委員会を設置しました。コープぐんまの取り組みはこれからです」、と人事・教育グループの大嶋さんは意気込みをみせていました。

育児休業を取得した男性職員の声

子育てコープ

「上の子のお弁当を作り、保育園に連れて行き、その間にも下の子のミルク、オムツ替え、掃除、お風呂・・・。妻の大変さがよくわかり、分担するととても助かることを実感しました。育児休暇を取得して、相手のことを考えることが大事だと感じました。」（ＴＴさん）

「休暇中に、入園予定の保育園の様子を実際に見ることができてとても良かったです。（略）育児休業で妻のストレスも軽減できるのだな、と思いました。」（ＫＨさん）

生協紹介

利根保健生活協同組合でーす。

私たちの生協は、組合員数２万６千世帯、地域の７割を超える加入率で、利根中央病院の他に、利根歯科診療所、　片品診療所、「老人保健施設とね」を中心とした在宅総合センターを経営しています。昨年、利根中央病院は全国どこでも等しく質の高い「がん医療」を受けることができ、その中心的役割を担う病院として、全国の生協病院では唯一厚労省より　「地域がん診療連携拠点病院」に指定されました。

０３年６月より、病院玄関前での「玄関ボランティア」

いま、当生協は、手狭となった病院の建て替えが最重要課題となっています。

臨床研修指定病院となり　新卒医師の受け入れ

地域から寄せられた「病院建替えアンケート」では、２０００項目に及ぶ熱心な要望が寄せられました。　それらを元にして総合的な討議を行い、各診療科の充実連携のもと、安心・安全な医療と安心して暮らせる地域の拠点づくりをめざして、組合員の総力を上げたとりくみをすすめています。

次回は「ぐんまよつ葉生協」のご紹介です。

第８回　知っていますか 介護保険のいろいろ

介護保険制度のＱ＆Ａ
＜群馬県べんり帖より＞

Ｑ 介護予防サービス　要支援１・２の方へのサービスは？

Ａ

介護予防サービス		自己負担(1割)のめやす
○ 介護予防支援	利用についての相談	相談にかかる自己負担はありません
○ 介護予防訪問介護	日常生活の手助け ホームヘルパーが訪問	週１回　1,234円 週２回　2,468円 週２回を超える　4,010円（要支援２のみ）
○介護予防 訪問入浴介護	自宅で入浴	１回　854円
○介護予防 訪問リハビリテーション	自宅でリハビリ	１回　500円
○介護予防 居宅療養管理指導	お医者さんの指導のもとの助言･管理	医師・歯科医師(月2回まで)　１回500円 医療機関の薬剤師(月2回まで)　１回550円 薬局の薬剤師(月4回まで)１回目500円､2-4回目300円/1回
○介護予防 訪問看護	看護師などが訪問	病院・診療所から(30分～1時間未満) 550円 訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝから(30分～1時間未満) 830円
○介護予防 通所介護	施設に通う	要支援１(1ヶ月)　2,226円 要支援２(1ヶ月)　4,353円 （利用するメニューによって別に費用加算）
○介護予防 通所リハビリテーション	施設に通う	要支援１(1ヶ月)　2,496円 要支援２(1ヶ月)　4,880円 （利用するメニューによって別に費用加算）
○介護予防 短期入所生活介護	短期間施設に泊まる	併設型施設（1日）
○介護予防 短期入所療養介護	短期間施設に泊まる	介護老人保健施設（1日）
○介護予防 特定施設入居者生活介護	施設に入って利用するサービス	要支援１(1日)　214円 要支援２(1日)　494円

要介護度	多床室	従来型個室	ﾕﾆｯﾄ型個室
1	500円	450円	526円
2	619円	563円	657円

要介護度	多床室	従来型個室	ﾕﾆｯﾄ型個室
1	617円	558円	624円
2	771円	698円	780円

ここまでの利用限度額(1ヶ月)　　要支援1　49,700円　　要支援2　104,000円

◇ 環境を整えるサービス　介護
上記利用限度額とは別枠（自己負担1割）

介護予防福祉用具貸与（利用品目が限定）
特定介護予防福祉用具購入･･･1年間10万円まで
介護予防住宅改修･･･20万円まで

次回は、『地域密着型サービス』です